

平成18年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成18年9月22日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第51号 瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第52号 瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第56号 平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第57号 平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第64号 平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第65号 平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第49号 指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第58号 平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第66号 平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第53号 瑞穂市ゲートボール場条例及び瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第59号 平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第60号 平成17年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第61号 平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第62号 平成17年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 議案第67号 平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第68号 平成18年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第69号 平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第48号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 日程第20 議案第50号 土地の取得の変更について
- 日程第21 議案第54号 瑞穂市消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第55号 平成17年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第63号 平成18年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第24 発議第5号 ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書について
- 日程第25 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	浅野楔雄
5番	小川勝範	6番	藤橋礼治
7番	熊谷祐子	8番	堀孝正
9番	山田隆義	10番	広瀬時男
11番	小寺徹	12番	松野藤四郎
13番	山本訓男	14番	桜木ゆう子
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	広瀬捨男

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	広瀬幸四郎	総務部長	関谷巖
市民部長	青木輝夫	都市整備部長	水野年彦
調整監	中島隆二	水道部長	松尾治幸
教育次長	福野正		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 諸般の報告

議長（藤橋礼治君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

お手元にお配りしましたとおり、9月21日、山本訓男君から、発議第 5 号ドクターヘリの全国配備へ新法制定を定める意見書が提出され、受理しましたので報告をいたします。

この意見書については、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第51号から日程第 7 議案第65号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第 2、議案第51号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第 7、議案第65号平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）までを一括議題といたします。

これらについては、厚生常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長 安藤由庸君。

厚生常任委員長（安藤由庸君） おはようございます。

ただいま一括議題となりました六つの議案につきまして、厚生常任委員会の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

厚生常任委員会では、9月12日午前 9 時30分から議員会議室で委員会を開催いたしました。全委員が出席し、執行部から市長及び所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

以下、議案番号順に要点を絞って御報告いたします。

初めに、議案第51号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について審査をいたしました。

今回の改正により、父子家庭に対する医療費助成を母子家庭と同じ条件とすることについて、その医療費助成の所得制限はあるのかという質疑があり、児童扶養手当所得制限に基づくもの

として、扶養児童 1 人の場合で所得制限が 230 万円、2 人で 268 万円との答弁がありました。

また、乳幼児等の助成で、入院のみ義務教育終了まで医療費助成を延長することによってふえる医療費は幾らかとの質疑があり、対象者は 4,700 人ほどで、入院の試算を年間 120 件ほどと見込んでおり、年額で 700 万円から 1,000 万円の間になると思われるとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 52 号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について審査をいたしました。

これについて、70 歳以上の被保険者で一定額以上の所得のある人の本人負担を、医療費の 2 割から 3 割に引き上げるに当たって、それに該当する人数は何人かとの質疑があり、126 人との答弁がありました。

また、引き上げられた 1 割分を瑞穂市独自で助成できないかとの質疑がありました。これに対しましては、国保の運営は国民健康保険法に基づく運営となる、さらに助成ということになれば福祉医療費助成の制度で新たに考えるべきものであるが、所得の高い人に対する助成になるとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 56 号平成 17 年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査をいたしました。

本議案については、三位一体改革に伴い、国庫負担と保険税負担を均等にすると基本的な考え方を維持しつつ、市町村の国民健康保険財政の安定化に対し、都道府県の役割、権限の強化を図るため、予算構成の見直しがされた。

具体的には、都道府県財政調整交付金を導入し、給付費の 5 % とすることとなり、また保険税軽減分の保険基盤安定制度においては、国の 2 分の 1 負担を県に移譲することにより、県の事業負担割合が変更となったとの補足説明がありました。

これについて、瑞穂市の保険税は資産割の部分が高いと聞くがどうかとの質疑があり、保険税の税率負担は、所得割、資産割、均等割、平等割の全体のバランスを見て考える必要があるとの答弁がありました。

また、監査意見書に、歳入予算において補正予算額が当初予算額に匹敵するような額が一部計上されたとあるが、これはどうなっているのかとの質疑があり、主なものは財政調整交付金で、当初予算額より大きい補正予算額が計上されている。これは平成 17 年度から負担割合が大きく変更になったため、予算を抑えて積算をしたことによって生じたものである。国保の財源構成が大きく変わろうとしている時期の積算であり、見込みが難しい面があるとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり認定をいたしました。

次に、議案第57号平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査をいたしました。

平成20年度から始まる後期高齢者医療制度と老人保健事業との関係について質疑があり、老人保健事業は平成19年度で終わり、平成20年度からは新たに設けられる後期高齢者医療制度に移るとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり認定をいたしました。

次に、議案第64号平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について審査をいたしました。

出産育児一時金の積算で月に12人の出生数は、後に過大積算との指摘を受けないかとの質疑がありましたが、出生数がふえている現状があり、少し多めに積算したということで答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

最後に、議案第65号平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について審査をいたしました。

これにつきましては、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

以上で、会議規則第39条の規定による厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（藤橋礼治君） これより、議案第51号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第51号瑞穂市福祉医療費助成に関する

条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決をされました。

これより議案第52号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番、日本共産党の小寺徹でございます。

議案第52号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、反対の討論をいたします。

今回の改正案の中で、出産育児一時金が30万円から35万円に値上がったことについては評価をするところでございますが、しかし一方、高齢者に対する負担が2割から3割に引き上げられるということで、高齢者に対する医療費の負担がだんだん高くなっていくことに対して反対をいたします。

さらに今後、後期高齢者の医療制度も設立されて、高齢者に対する保険料を徴収する。さらに、それは年金から徴収するというようなことも今後提案されてくることでございますので、引き続き高齢者に対する医療費の負担がどんどんふえてくることを懸念し、この問題について反対をするところでございます。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 12番 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 12番 松野です。

議案第52号につきましては、委員会として全員賛成ということでございます。医療費の問題につきましては、だんだんふえてくることはわかるわけですが、所得制限 145万円ということがありますし、10分の2から10分の3ということで、これは国の方からもいろいろ御指導があるということでやむを得ないかなと思います。出産費用につきましては30万円から35万円ということで、評価をしたいというふうに思っています。

この件につきましては、私は賛成ということで意見を述べます。以上です。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

本条例の一部改正する条例につきましては、6月14日に成立をいたしました医療制度改革関連2法に係るものであります。今、民主党の瑞穂会の松野藤四郎議員が賛成討論をされましたけれども、ちなみに6月14日の参議院本会議におきましては、民主党は反対をしております。それから、社民党、共産党、国民新党が反対をしたわけですがけれども、今、小寺議員が反対討論をされましたので重複は避けたいと思いますが、基本的には高齢者の患者への負担増を初めとする国民全体に対するさらなる痛みを押しつける医療改悪であるということが基本だろうというふうに思っております。

具体的には、70から74歳の患者負担を現行の1割から2割に引き上げたり、あるいは70歳以上の療養病床入院患者の食費や居住費の負担増、医療費を必要とするこれらの高齢者、あるいは重症患者への、まさに血も涙もない負担増が盛り込まれておるということですね。さらには、また入院患者の療養病床、現在38万床あるそうでありますけれども、これを23万床に削減をするとか、さらに問題なのは、75歳以上の後期高齢者の医療制度の創設ということで、具体的に、国保に入っている人たちは900円だとか、あるいは健康保険で扶養されておる人は三千数百円だとかいう負担増につながってくるというふうな数字も、記憶に間違いがなければ明らかにされているような状況であります。

本当に今の小泉の改革路線、やらずぶったぐりといいますが、全く情け容赦ない国民への負担増、こういう攻撃の中で、ほとんど普通の勤労者は生活するのにもあっぱあっぱの状態でありますけれども、一番大事なのは健康です。命です。それをもぎ取ってしまうというようなことは断じて許されないということであります。

そういう立場から、基本的に反対ということで態度を明らかにしておきたいと思っております。以上です。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 3番、翔の会、若園五朗です。

議案第52号の瑞穂市国民健康保険条例の一部改正についての条例の賛成討論をさせていただきます。

前日も一般質問等、あるいはいろいろ執行部との説明があったんですけれども、新たな高齢者の医療制度の創設ということで、平成20年4月からスタートします。国の施策としまして、70歳以上、あるいは65歳以上の高齢者がどんどんふえるということで、やむを得ず、老人保健

法の改正によりまして20年4月に県下一本化するというので、もし高齢者の医療の確保をする中に、一本化することによって財源を公費も負担するというので、予防治療も重要ですけども、受益者負担という施策の中で大きく国の施策も考えています。そうした中で、少しでも65歳から74歳の前期高齢者、あるいは75歳以上の後期高齢者についての国の大きな施策が今、健康保険法の一部改正の中で法律を施行している段階でございます。そうした中で、今までは国保の中の該当者を一つの枠の中へやっていたんですけども、年を65歳から74歳、あるいは75歳以上というような、大きく年齢を分けて医療改正をするものでございます。

そうした中で、やむを得ず平成20年からスタートする後期高齢者医療制度の創設、あるいは前期高齢者（65歳から74歳）の医療費にかかる財政調整制度の設置等がございますので、法的に国の施策、あるいは県の施策、その中で市町の条例改正をして医療費負担を軽くし、公費の負担もその中へ織り込んでいくことですので、今回の議案第52号の国民健康保険条例の一部改正ですけども、賛成討論とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第52号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第56号平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番 小寺徹でございます。

議案第56号平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論をいたします。

17年度の決算書では、差引残額が1億9,189万円出ております。今回提案されました補正予算には、その残額の繰越金として1億9,189万円繰り入れがされております。さらに支出の方では、基金に繰り入れということで1億8,664万円計上されております。基金の残高は7億6,422万円。一般質問の中で、国民健康保険財政についていろんな角度から質問・討論がされて、市長の答弁は、基金の残高が7億6,422万円というのはちょっと多過ぎるということで、保険税の見直し等を含め、今後検討していくという答弁もされております。

私は、国保会計の予算討論の中では、保険料が高くて納めるのに大変な人が多く見えるということで、保険税を値下げすることを一貫して主張してまいりました。今議会の審議の中から基金の残高等を含めて保険税を見直していくということが考えとして出されておりましたので、早く住民の皆さんが安心して納められるような保険税に改めていただくよう要望するところがあります。

そういう立場から、今回の決算認定には反対をいたします。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 3番、翔の会、若園五朗です。

国民健康保険の医療分の所得割、資産割、均等割、平等割等のことですが、平成7年から平成13年度にかけては、所得割につきましては変わりません。資産割についても変わりません。均等割についても変わりません。平均割についても変わらんということで、平成7年から13年度でございますけれども5.2%、資産割については47%、あるいは均等割については2万4,000円、あるいは平等割については3万円ということで、合併する前、平成14年から17年度につきましても、所得割6%、資産割36%、均等割3万3,000円、平等割3万3,000円というような国保税の税率の流れがございます。

国保税の改正につきましては、私も一般質問させていただいたんですけれども、あくまでも保険税を徴収し、そして使われた方についての支払いをするということで、基本的には、今回9月定例会が通れば9億65万3,000円という大きな基金があります。また、瑞穂市の人口を見ても、平成14年4月におきましては4万6,814人、18年8月現在では4万9,638人ということで、年度別を見ても500人、976人、600人という大きな人口増がございます。そうした中でも平成20年4月に後期高齢者医療の県下一本化の見直しということで、答弁の中に平成20年4月から国保税率の見直しということも市長の答弁がございました。あくまでも国保税は特別会計でございまして、国保税の率を調整したら、その分払っていくわけですけれども、それも全

体的な県下の4方式から、率を変えていくという答弁がございましたので、資金の運用の前向きな市長の答弁がございましたので、今回の資金運用も、反対討論をされておりました小寺議員の言われることもそれなりに対応されていくと思いますので、私は今回の改正については賛成します。皆さんの賛成の同意をお願いします。よろしくをお願いします。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第56号平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

これより議案第57号平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

再度採決をとります。

賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第57号平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

これより議案第64号平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第64号平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決をされました。

これより議案第65号平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第65号平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決をされました。

日程第8 議案第49号から日程第10 議案第66号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第8、議案第49号指定管理者の指定についてから日程第10、議案第66号平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

これらについては、文教常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教常任委員長 若園五朗君。

文教常任委員長（若園五朗君） ただいま議長より御指名いただきました文教常任委員長の若園です。

ただいま一括議題となりました3議案について、文教常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

文教常任委員会は、9月13日午後1時から榎南庁舎3の2会議室におきまして開会しました。全委員が出席し、執行部から市長、教育長、教育次長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長の出席を求め、各議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に要点を絞って報告させていただきます。

議案第49号は、うすずみ研修センターの指定管理者に財団法人NEO桜交流ランドを指定するため、議会の議決を求める議案ですが、まず研修センターの利用状況について質疑がありました。平成17年度の利用件数は全県で28件あり、このうち瑞穂市の関係は自治会連合会や寿クラブなどが3件、133名利用されたと答弁がありました。

次に、NEO桜交流ランドの経営状況や累積赤字について質疑があり、平成16年度までの累積赤字が1,077万円、平成17年度の収支は95万円の黒字であり、平成17年度末の累積赤字が982万円であるとの答弁がありました。

また、瑞穂市民がうすずみ温泉を利用したときに得られるメリットについての質疑があり、一般の温泉入浴料が850円であるのに対し、瑞穂市民は500円であるなど、入浴料や宿泊料が安くなったり、瑞穂市役所穂積庁舎前から無料送迎バスが月に一度運行されるなどの答弁がありました。

これらの質疑の後、討論に移りました。討論では、1名の委員から、うすずみ研修センターは政策的にあまり効果がないので撤退すべきと考える。そのほかの方法で住民福祉の向上を考

えた方がよいと思っているので、指定管理者の指定についても関連しているので反対するとの反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数で可決しました。

議案第58号平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定については、まず学校給食費の収入済額 1,030万 8,801円の年度別内訳について質疑がありました。平成13年度が119万 2,040円、平成14年度が 193万 7,087円、平成15年度が 210万 3,734円、平成16年度が 207万 1,269円、平成17年度が 300万 4,671円であるとの答弁がありました。

次に、給食と弁当の選択制について質疑があり、家から弁当を持参している人数は、児童・生徒約 4,500人のうち 4人から 5人であるとの答弁がありました。また、理由としては、食物アレルギーを原因とするもので、給食費が払えないという理由の子供は一人もいないとのことでした。

これらの質疑の後、討論もなく、採決の結果、全会一致で認定しました。

議案第66号平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）は、報告すべき質疑、討論なく、全会一致で原案どおり可決しました。

以上で、会議規則第39条の規定による文教常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（藤橋礼治君） これより議案第49号指定管理者の指定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 本議案は、瑞穂市うすずみ研修センターの指定管理者に財団法人NEO桜交流ランドを指定するものでございますが、私は文教常任委員会の中でも申し上げましたが、研修センターに1億円を投資した政策的効果はあまり見られないと。大体例年3件とか数件の実態であります。そういう点からかんがみれば、一刻も早く撤収をすべきである。別の形で住民福祉の向上に資するための施策を具体的に検討する方向の方がよりベターな選択になるのではないかというふうに考えておりますので、本議案については反対であります。以上です。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 13番 山本訓男君。

13番（山本訓男君） 13番 山本訓男です。

ただいま議題になっております、うすずみ研修センターの指定管理者についてでございますが、これは結論から言いますと、委員長報告のとおりでありまして、細かい部分はそれぞれありますけれども、指定管理を受けているNEO桜交流ランドも、黒字で経営も順調にしていると。それから、市としては経費の節減、サービスの向上を図るためのものであり、原案のとおり賛成といたします。以上です。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第49号指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決をされました。

これより議案第58号平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第58号平成17年度瑞穂市学校給食事業

特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

これより議案第66号平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第66号平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決をされました。

日程第11 議案第53号から日程第18 議案第69号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第11、議案第53号瑞穂市ゲートボール場条例及び瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例についてから日程第18、議案第69号平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

これらについては、産業建設常任委員会に審査が付託されてありますので、委員長報告を求めます。

産業建設常任委員長 浅野楔雄君。

産業建設常任委員長（浅野楔雄君） ただいま一括議題となりました8議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設常任委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

産業建設常任委員会は、9月14日午前9時30分から巣南庁舎3の2会議室で開催いたしました。全委員が出席し、執行部から市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、各議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

各議案ごとに要点を絞って報告いたします。

議案第53号瑞穂市ゲートボール場条例及び瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例についてですが、市内大月土地改良事業が完了したことにより位置表記の変更を行うもので、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

議案第59号平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、西地区の合併前受益者分担金予定額と合併後の決定受益者分担金を比較すると大きく減額されたが、利用者の反響はどうかとの質疑では、20万円安くなり、加入者にとっては大きな利点となっている。

また、施設維持費はどのくらい必要であったかとの質疑があり、施設管理費では2,227万3,597円の支出がされていると答弁がありました。

委託料の質疑では、それぞれ個別業務ごとに詳細に答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定いたしました。

議案第60号平成17年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定を求める議案であります。水洗化率及び月額平均使用料について質疑があり、年度末現在の水洗化率は93.86%、月額平均使用料は5,395円との答弁がありました。

これらの質疑後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定いたしました。

議案第61号平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定を求める議案です。今後の起債償還ピークとその額についての質疑では、平成20年ごろで現在の2.5倍との答弁がありました。また、水洗化率向上対策として、今後の計画についての質疑では、アンケートの実施及びその分析、戸別訪問での接続促進活動等を進めていきたいとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定いたしました。

議案第62号平成17年度瑞穂市水道事業会計決算の認定については、資本的収入と資本的支出について不足額が発生し、内部留保資金にて補てんされているが、この内部留保資金について質疑があり、この資金は固定資産の減価償却費等を留保してきた資金であるとの答弁がありました。

また、管路未整備地区において自費工事で行っているが、公費負担ができないかとの質疑では、管路整備計画は道路計画等に合わせて整備しておりますが、一部の地区には、初期消火活動の消火栓と対応できるよう50ミリの配管を75ミリに布設がえをする箇所が多くあり、本管改良工事に多額の投資が必要であります。現在は管路未整備地区において自費でお願いをしているとの答弁がありました。

これらの質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定いたしました。

議案第67号から議案第69号までの3議案は、報告すべき質疑、討論なく、すべて全会一致で

原案どおり可決いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） これより議案第53号瑞穂市ゲートボール場条例及び瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第53号瑞穂市ゲートボール場条例及び瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決をされました。

これより議案第59号平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第59号平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

これより議案第60号平成17年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第60号平成17年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

これより議案第61号平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第61号平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をしました。

これより議案第62号平成17年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第62号平成17年度瑞穂市水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をしました。

これより議案第67号平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第67号平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第68号平成18年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第68号平成18年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決をされました。

これより議案第69号平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 第61号議案についても反対討論を改革の方とする予定でありましたけれども、漏れておりますので、第69号の本議案の中で、あわせて反対討論をしておきたいと思っております。

要するに、一般質問の中で改革の各議員が、瑞穂市における下水道事業のおくれについて執行部をただしました。その中で、下水道事業がおくれていること自体については、その事実を松野市長もお認めになっておられます。しかしながら、現在ある別府のコミプラにつきましては、接続率が85%へ行くまでは次期の処理区について具体的な事業の着手というものはできないということを答弁されております。

そうであるならば、現に今、別府処理区の接続率が30%という状況の中で、その接続率をどう上げていくのかという方針というものは、今の段階で具体的に提起をされていなければならないのではないか。これに対しても、市長の方では具体的な補助については考えていないと。広瀬捨男議員が、市道の問題についても、その要件の見直しについてただしておりますけれども、前向きな回答はございませんでした。そういう現状では、本当にこれから5年、10年ほっておいても接続率が85%に果たしてなるのかどうなのか、大変不透明な話ではないかと思っております。

そういう意味におきまして、冒頭申し上げましたが、もっと切実感を持って、具体的に向上するための方策というものを提起していただいて、それを補正予算の中に具体的に反映をしていく、それをまた市民が見て、コミプラ接続の自分の是非について前向きに検討する、そういうような環境づくりをやはりすべきではないかというふうに思っております。

ところが、一切そういうことについての提起というものはございませんので、本議案については、今後の検討を前向きにさせていただくということも含めまして、反対の態度を表明しておきたいと思っております。以上であります。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 篠田徹君。

2番（篠田 徹君） 議案第69号平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

ただいま西岡議員から、るる反対の討論の理由を述べられました。私たち議会人は、瑞穂市における、市民に対する責任がございます。コミュニティ・プラントに接続してみえる市民の皆様方に対する責任もあります。今回、この補正予算をとめることによって起き得る、想定

され得る事態を考えたときに、しっかりとした考えを持って予算執行をなされるように行政に願うのが議会人の立場ではないでしょうか。

そのようなことを思いつつ賛成討論とさせていただきました。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第69号平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決をされました。

議事の都合により暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時34分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19 議案第48号から日程第23 議案第63号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第19、議案第48号岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてから日程第23、議案第63号平成18年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）までを一括議題といたします。

これらについては、総務常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 澤井幸一君。

総務常任委員長（澤井幸一君） ただいま一括議題となりました5議案について、総務常任委員会の審査経過及び結果について御報告をします。

総務常任委員会は、9月15日と19日に議員会議室で開催しました。

15日は、午前9時30分から全委員が出席し、執行部から市長、助役、収入役及び所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、議案第48号、第50号、第54号、第63号の質疑、討論、採決と、議案第55号の質疑を行いました。

また19日には、午前9時30分から全委員が出席し、執行部から市長、助役及び収入役、所管の部長、課長の出席を求め、また本会議の総括質疑で決算審査について質疑があったため、代表監査委員の出席を求め、決算審査についての質疑と議案第55号の討論、採決をいたしました。議案番号の順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第48号岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について審査いたしました。

これは、墨俣町が大垣市へ編入合併したことに伴い、組織の名称を改めるもので、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

次に、議案第50号土地の取得の変更について審査しました。

これは、土地開発公社の用地取得を委託した給食センターの建設用地について市が取得することになり、取得に要した費用などが確定したことに伴い、委託金額を減額するものです。これについて、取得に要した事務費の内容について質疑があり、事務費は堀越紡績株式会社から土地開発公社の名義変更するための登記料との答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第54号瑞穂市消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について審査しました。

これは消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴うもので、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

次に、議案第55号平成17年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について審査しました。

歳入の市税では、固定資産税の税収入の53.8%、個人市民税が32.1%、法人市民税が8.5%を占め、固定資産税、個人市民税が伸びを示している。普通交付税は三位一体改革に伴い大幅な減となり、今後もさらに交付税制度改革が予定されるなど、地方公共団体の交付税依存による財政運営の見直しが求められていると補足説明がありました。

また、歳出の目的別では、民生費で子育て支援拠点の整備、本田地内コミュニティセンターの整備の着手。総務費では減債基金及び公共施設準備基金の積み立て、FM放送事業。教育費では浄水公園及び生津ふれあい広場の整備事業、穂積小学校校舎大規模改修事業の着手。土木費では下犀川橋梁整備事業、みずほターミナル整備事業、穂積駅バリアフリー化施設改善事業。衛生費では合併処理浄化槽設置整備補助、野田霊園の整備を行ったとの補足説明がありました。

次に、質疑に移り、放課後児童クラブに対して、国・県から市に支払われる補助金について質疑があり、補助金の対象になっている放課後児童クラブの内容と補助金の基準額について答弁がありました。

また、民生費において、自治会長報償を市から支払うのではなく、自治会への交付金に含め、自治会から自治会長に払うようにしないのはなぜかと質疑があり、報償は各自治会での活動に

対するものではなく、市が自治会長に事務をお願いしている部分としてのお礼ということで、市が自治会長に直接報償を支払いしている。もし自治会への交付金に含めて、自治会が自治会長に払うとなると、所得税の申告を自治会が直接しなければならないなど問題を残すとの答弁がありました。

また、放課後児童クラブに対する市からの補助金について、南小学校区より児童が多い穂積小学校区への金額が少ないのはなぜかと質疑があり、放課後児童クラブは会費と市からの補助金で運営されている。補助金については瑞穂市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の補助金交付基準に基づいて、児童数によって支払われているとの答弁がありました。

また、水路維持管理助成金での世帯数1万8,980世帯、瑞穂市の世帯数より多いがなぜかとの質疑があり、この助成は下水路の環境保全と環境美化意識の高揚を図るため、地元市民の下水路を掃除していただいたときなどに、区に対して助成を行うもので、市外の個人土地所有者数も世帯数に含まれているとの答弁がありました。

また保育所の職員数と体育施設管理謝礼を支払っている施設についての質疑では、その内訳について答弁がありました。

19日の委員会では、委員外議員から質疑をしたいとの発言の申し出があったので、これを許可しました。

委員外議員の質疑は決算審査についての質疑で、市からの補助金と補助団体の目的どおり使用しているかなど、細部にわたって決算の審査をしたかとの質疑で、代表監査委員は、都市監査基準に基づいて、限られた時間の中で最大限必要な審査をした。細部にわたってすべて行うことは現実的に物理上不可能だが、一部を抽出して実施しており、その結果によって全体の正否、または適否を推定するなど、その範囲を合理的に決定し審査したとの答弁がありました。

この後、討論に移り、1人の委員から、実質収支額が大きいので、もっと市に還元すべきである。児童保育については、国・県から市に入る補助金に対して、市が保護者の運営する放課後児童クラブに支払う補助金が少ない。敬老会に対する補助金については、議会の予算を増額して修正したが、それを踏まえて執行がなされていないとの反対論がありました。

賛成討論なく、採決の結果、賛成多数で認定いたしました。

次に、議案第63号平成18年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）について審査しました。

補正の主なものとなる子育て支援拠点整備で、別府保育所改築工事の内容について質疑があり、図面を用いて答弁がありました。

また、公債費の繰り上げ償還はどのような基準で行われているのかとの質疑では、縁故債について古いもの、金利が高いもの、単発のものを基準に件数を減らす方向で行っている。また、5年ごとに見直しがあり、見直しのときには金利が高くなることを予想されるため、その前に返すよう考えているとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決しました。

以上、会議規則第39条の規定により、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

平成18年9月22日、総務常任委員長 澤井幸一。

議長（藤橋礼治君） これより議案第48号岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第48号岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約については、委員長報告のとおり可決をされました。

これより議案第50号土地の取得の変更についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 8番 堀孝正君。

8番（堀 孝正君） 議席番号8番、改革の堀でございます。

議案第50号について、反対の立場で討論をさせていただきます。

給食センターの統合建設につきましては、私も賛成でございます。ですが、ここに給食センターをとすることは、以前一般質問等々でもしておりますが、反対でありますので、その反対

の立場で討論をさせていただきます。

その第1点といたしまして、この土地は、昭和40年代、地域の農家の皆さんが、土地改良事業によりその工事費の一部を捻出するため、農村工業導入地として巢南町が企業誘致をされた土地であり、当然この土地には企業誘致をすべき土地であることであります。

第2点目といたしまして、企業誘致をすれば、雇用の創出は当然、宅地並びに建物の固定資産税、さらには法人事業税等で相当の額が見込めること、市が給食センター用地として取得すれば、その税が一円も入らないこと、財政の面から見ましても大きな損失であること。

第3点といたしまして、面積の狭い瑞穂市、市内のどこに給食センターを建設しても、給食の配送時間に大きな問題はないと考えられる。そこに土地ありきで、用地の選定に何の努力もされていない、こういった点であります。

第4点としまして、バブル期に比べまして地価の下落が大きい、財政のことを考えましたら、他の土地、要するに農業振興地域の中、また調整区域の中で、場所は多々あることであります。また農家も、公共に売ることなら大義名分ができて売却にたやすく乗っていける。そういう点を考えますと、ここの土地を買うことを思ったら約半分の価格で取得できるということがございます。

第5点目としまして、この土地は軟弱地盤と聞きます。建設時におきまして、くい等、長いものを、また本数を多く打設しなければならないと予測されます。工事費が高つくという点が上げられます。

第6点といたしまして、食づくりの向上といえればそれまででございますが、常識的に考えまして、運送と工場との間における環境面を考えた給食センターの建設はいかかなものかという点であります。

第7点といたしまして、旧巢南町時代の道路計画により、既に隣地の工場におきましては、セットバックされている道路計画がございました。いつの間にか、だれがどこで決めたか、その計画が全く無視されている。他の安い土地を取得していれば、その差額で、ああいった運送業の企業も参りました。あそこのところから道路整備、いわゆる県道の美江寺・西結線の交差点まで、その差額で整備ができるという以上の観点から、議案第50号につきましては、反対をさせていただきます。以上であります。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 篠田徹君。

2番（篠田 徹君） 2番 篠田でございます。賛成の立場から討論させていただきます。

今、堀議員より、るる反対理由の説明がございました。しかし、瑞穂市議会においては、土地開発公社に取得を依頼した折においてしっかり議論をし、一つの方向をつけて、このような

形にあらわれてきたんだと思っております。今ここで給食センター建設を見直す、それが本当に必要なことであるのであればやぶさかではないかとも考えられますが、市民多数の声、またかかわる人の声を聞いたときには、穂積給食センターの老朽化も含め、一日も早い建設を望む声が多数を占めておるように私は感じております。

そのようなことから、一日も早く土地を取得していただいて建設にかかっていただきたく、賛成討論とさせていただきます。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第50号土地の取得の変更については、委員長報告のとおり可決をされました。

これより議案第54号瑞穂市消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第54号瑞穂市消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決をされました。

これより議案第55号平成17年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 議案第55号平成17年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定の議案でございます。

先ほど澤井総務委員長から、総務委員会での審査の内容について御報告を受けました。それにつきましてお尋ねを2点ほどしたいと思います。

私は、翔の会の顧問を仰せつかっております。翔の会は、議案に対して賛成のための賛成派でもございませんし、反対のための反対をする議員の会派でもございません。唯一の市民の代弁者としての中立公平の会派であるということを私は自負しております。それにおきまして、可能な限りのことは賛成をいたしますが、この2点についてお尋ねを申し上げ、賢明な委員長でございますので、適切な委員長答弁をお願いしたいと思います。

平成17年度一般会計予算が127億8,526万7,000円と、歳出は120億9,240万6,000円ということで決算認定を出されました。これにつきまして、当初、17年の3月議会で執行部から予算編成期に基づきまして提出されました。議会において十二分に慎重審議をして、敬老会の予算の増額修正をして全会一致で議決をしたと思います。それは、執行部からは400万強の予算編成だったと思いますが、到底、敬老会の趣旨に沿った執行は、自治会をお願いしても、いろいろな今までの意見からできないということで1,000万にした増額修正の予算を通過したわけでありまして。そういう観点において、この9月は、その予算執行に対する慎重審査をするところが総務委員会です。総務委員会は膨大な予算を慎重審査して、委員長として発表する場があります。その総務委員会において議会の議決に沿ってきちっと、市長は3月議会の終了と同時に全員協議会で、議会の議決に沿って一生懸命お仕事をさせていただきますからということでごあいさつもされております。ところが、結果は、どういう理由があれ、議会を軽視した執行内容であると。そのことについて総務委員会としてどう審査をされたか、委員長報告の中に組み込まれておりませんので、委員長から報告を聞いて、再度お尋ねしたいと思います。

もう1点は、総括質疑の中で、この17年度の決算書の認定の議案として私が申し上げました。県において裏金問題で大変県民から疑念を沸騰しております。瑞穂市政においてもそういう疑念はないかということが、市民の中で多くささやかれております。そういう観点から、私は127億の執行監査について代表監査委員にお尋ねしようと思いましたが、当日お越しになっていなかったということで、私は無理も言わず、この議案は総務委員会に付託をされておりますので、総務委員会で一議員として限定で認めるということで認めていただきました。そ

の限定の内容は、補助金の使い道、かつまた委託金の執行状況、2点について、代表監査委員から1時間を限度として認めていただきました。本当に総務委員会の皆様方には感謝をいたしておるところでございます。

ところが、先ほど総務委員長から、その委員会での審査の内容を報告されました。概要は私は理解しておりますけれども、具体的に代表監査委員の意見としては、監査基準10項目ほどあるようでございますが、その基準に沿って限られた時間で一生懸命審査をしたことは事実です。しかし、十二分な審査を求められるとするならば、当然それについては不可能に近いのではないかと。当然だと思えます。監査委員の報酬金額が114万と私が申し上げましたら、ちょっと待ってくださいよと。114万と言われるけれども、2人で114万使っておりませんよと。私は、27万かそこらと言われたと思いますが、30万弱しかいただいていませんと。そういうような内容で、日数においても限られておる。だから、あなたが言われるような十分な監査をせよとおっしゃられても、それはできにくいですよということを、大石代表監査委員は本当のことを言われました。大石代表監査委員は素晴らしい、中立公平で監査をされる人だと、私は日ごろから感銘をいたしております。そこで、私は、代表監査委員は本当のことを言われているわけですから、それ以上は言えませんでした。

そこで、松野市長にお尋ねしましたところ、あなたの求められるような高度な監査はやりませんと言われました。やらないならやらないで、僕も時間切れで終わりましたので帰りましたが、私はなぜそれを言うかといいますと、決して松野市長を根底から疑っているわけじゃございませんけれども、県政においても、あれだけ立派な梶原知事、森元副知事、代表監査委員の監査報告がありながら、ずうっと12年間にわたって議会は通過しているわけです。それが古田知事にかわって、この過去の清算が勃発してきたと。当初僕は、古田知事は梶原知事の後継としていろいろ探されてなされた方ですから、少々ことは穏便に対応したいと思っておられたと思うんですよ。ところが、ふたもし切れず、現在渦中におられるわけです。その結果、県警の捜査も本格的に入るようになったわけです。それほど信頼しておる県政が、頭がかわったらとんでもないうみが出てくるわけですね。

だから、松野市政においても、市民の中でそういううわさが沸騰しておるわけですから、瑞穂市はいいかと言われておるわけですから、議員の使命感を果たすために私は申し上げておるわけです。ところが、そういうあなたの言うような監査は必要ない、やりませんと言われ、やらんならやらないでよろしいよと、次のステップに向かって私は英知を絞るつもりでございますが、1時間制限で終わりましたので、その後、澤井委員長として、委員会でどう審査されたのか、報告の中に足りない部分があるように思われます。

重要な部分を僕は指摘しておるわけです、2点。1点は、議会の議決に沿って執行していない。執行していなければ、議員軽視と言われても仕方がない。市民の中では、議会は行政追従

型ではないかと言われる方も見えるんです。私はそうではない、議員は賢明な判断で皆さんの代表として務めてみえるので、そういうことは謹んでいただきたいということも言いました。私は、そういう意味におきましてしっかりと、この認定議会でございますから、検閲をしていただきたい。その中で総務常任委員会は重要な委員会なんです。しっかりやっていただきたいので、総務委員長から、2点について委員長としての御見解、審査の内容について御答弁を求めます。

議長（藤橋礼治君） 総務常任委員長 澤井幸一君。

総務常任委員長（澤井幸一君） ただいま山田議員の方から、2点について慎重に審査したかという御質疑でございますが、敬老会につきましては、予算執行については委員全員で協議をして報告とさせていただいたわけでございますし、代表監査委員については、細部にわたってすべて行うことは現実的に物理上不可能だが、一部を抽出して実施してあるという報告をいただきましたので、この代表監査の内容については、山田議員も1時間の短縮な時間でございますが、十二分に委託金と補助金についてはいろいろと御相談をされ、また大石代表監査委員はそれなりに御答弁があったと思いますので、私の補足でなくて、そのようなことを答弁されたということで、そのほか我々は慎重には審査しておらないということでございます。よろしくお願いたします。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 9番 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 澤井委員長から御回答をいただきましたことにつきまして、監査の内容については、あなたの求められるような報告は十二分には値しないかもわからんけれども、委員会としてはできるだけこたえるような形で認めたとし、それについても慎重に委員会としてやって報告したと。私の希望の御回答からいえば到底ほど遠いものがございますが、私は総務委員会に付託もしておりますし、澤井委員長も誠心誠意、委員長としてやられておりますので、その件については今後の課題にしたいと思います。

もう1点、敬老会の予算執行は、議会の議決に沿って全然なされていないと。我が道を行く執行で、それにここで認めていくということになりますと、市民から言われる執行部の行政追従型の議会として言われても致し方がない、そういうふうに私は思うわけではありますが、それは皆様方の賢明な御判断にお任せしますけれども、もう少し突っ込んでお尋ねします。

松野市長は、私が敬老会の各自治会での催しは、内容がいい悪いはあるにせよ、万が一、全然できなかった自治会についてはどうされるんですかと申しましたら、できないところの自治会については、行政としてできるだけ対応はするという御答弁をいただいております。その答弁に対して、総務委員会としてどういう審査をされたか。これは予算執行の議会の審議の重要なポイントだと思うんですよ。だから、総務委員長として御回答をお願いしたい。

議長（藤橋礼治君） 総務常任委員長 澤井幸一君。

総務常任委員長（澤井幸一君） 山田議員の方から、敬老会の費用で欠席の方はどのように対応したかというような御質問でございますが、総務委員会といたしましては、そこまでの内容に至って審査いたしませんでしたので、お答えになっておりませんが、御理解をいただきたいと思えます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 9番 山田隆義君。

9番（山田隆義君） これも審査していなかったという、本当に良心に従って御回答をされました。私は、総務委員会へ付託をするときに、全権をお任せするということで賛成しておりますので、それ以上答弁を求めません。御苦労さんでございました。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 簡単に私は2点だけ、委員長報告に対して御質問を申し上げます。

まず1点目は、繰り上げ償還についてでございます。

古いもの、金利の高いものから繰り上げ償還をしたという御報告であったかと思えますけれども、私自身、総括質疑の中で、その具体的内訳について聞くのを忘れておりましたので、まことに申しわけございませんが、その内訳について、いつのどういう事業のどこの銀行、金融機関で何%のものを償還したかについて教えていただければというふうに思います。

それから、2点目でございますけれども、自治会長の報償費について報告がございました。自治会にまとめて交付をすると、税金の申告上、自治会に負担がかかってくるので、そこまではちょっとというふうな報告ではなかったかと思っております。もし私の認識に間違いがあれば御指摘をいただきたいと思うんですが、いずれにいたしましても、そういう認識を前提にいたしますと、審査のポイントはどこにあるか。条例、規則、あるいは要綱等で何ら根拠づけられない公金が個人に支出をされている事実を議会がどう考えるか、こういう問題であるというふうに思います。

したがって、そういう観点から、この問題についてどのような議論がされて、委員会としてはどういう考え方を持たれておられるのかについて御質問をしたいと思います。以上であります。

議長（藤橋礼治君） 総務常任委員長 澤井幸一君。

総務常任委員長（澤井幸一君） 西岡議員の質問に答えさせていただきますが、返済金の問題、あるいは銀行名等々の深い話は出ておりませんでしたので、その点は審査していなかったと思えます。

そしてもう1点でございますが、自治会長の報償につきましては、いろいろ熊谷議員の方からも、何とか一括して払えんかというような御意見がございまして、答弁の結果、実は相手に対して税金の申告等々によって大変個人的に御負担がかかるということもございまして、自治会長の報償は一括自治会長に手渡すということでございます。そんな程度で御答弁をさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今委員長の答弁がございましたけれども、まず繰り上げ償還の中身については、先ほど委員長報告の中で何を償還したんだということで、恐らく質問が出たから報告があったんだろうと思いますけれども、やはり、私が今質問させていただいたように、どういう事業で、金利はどんなやつで、それを償還したらあとどれだけ残高が残っているということを、個別具体的にきちっと審査をする。そのことによって全体的にわかるんですね。さらに全体的にわかるためには、地方債の残高及びその内容についての資料提出を執行部に求めておく。それを踏まえて具体的な繰り上げ償還をしたものと対比しながら、全体的にあとどれだけ残っている、じゃあ高い金利はあとどれとどれかというふうに、議会の側が主体的に地方債の償還についても考えていく。それは、チェックするときの基本的な議会側の主体的な態度の問題ではないかというふうに思います。それは今回の総務常任委員会の委員長報告の問題だけではなくて、これからいかなる場合においても、我々議会側が考えておかなければならない立場ではないかというふうに考えます。

それから、2点目の自治会長の報償費の問題についてでありますけれども、委員長の答弁は、自治会長に迷惑がかかるからということの繰り返しの答弁でございました。しかしながら、この問題についても、先ほど申し上げましたとおり、審査のポイントはどこかということが問題だと思うんですね。やはり住民の税金、公金であります。その公金が、どういう法的根拠、あるいは手続によって支出をされていくのか、そのことを、議会もそうであるし、住民の側もきちんと明らかにできる状況をどういうふうに整えていくのかということが行政側の責任ではないのか。条例に根拠がない、規則にも根拠がない、要綱もないにもかかわらず、公金が行政の裁量で町内会長個人の口座に振り込まれていくということが、基本的に我が瑞穂市議会だけの問題ではなくて、全国どこの市町村議会、あるいは県議会でも一緒であります。そういうことが存在することがどういう意味を持っているか、このことについての議会としての問題意識は大切にされていかなければ、いわゆる二元代表制のもとで執行部をチェックする議会としての役割がいかげなものかということが問われるだろうというふうに思うわけで、ですから、これは第1点目の問題と同じでありますけれども、これからいついかなる常任委員会であろうが、そういうふうな視点で考えるべきではないかというふうに思いますけれども、もし委員長の方

で、今私が申し上げました2点についてのお考えがございましたら答弁をしていただければというふうに思います。以上であります。

議長（藤橋礼治君） 総務常任委員長 澤井幸一君。

総務常任委員長（澤井幸一君） 西岡さんの答弁をさせていただきますが、今後我々も前向きに検討をさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 11番 小寺です。

議案第55号平成17年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についての反対討論を行います。

先ほど山田議員の質疑の中でも出ておりました、敬老祝賀会の問題でございます。平成17年度の一般会計の議論の中での最大の特徴は、この予算案に対して議員提案で修正案が提案され、それが可決されたということであり、その修正の内容は、民生費の中の老人福祉費、敬老会助成金を1,000万円に増額修正し、可決されたことでございます。

しかし、市長は、この執行に当たり、敬老祝賀会が華美にならないよう、またぜいたくにならないようにという理由で349万円の執行にとどめたということでございます。これは、議員が議会へ議案を提出し、それを決定する議案提出権を無視することであり、さらに老人に対する敬老を無視する、そういうものであると私は考えます。

以上の立場から反対をいたします。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 篠田徹君。

2番（篠田 徹君） 2番 篠田徹です。賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど、小寺議員の方から反対討論の理由に述べられました民生老人福祉費、敬老会にかかわる1,000万に修正案を議会として提出し、それが認められた。これはあくまでも議会として修正案を提出し、そのような枠を執行部に与えたということであり、それを執行するのは行政であろうと思います。それについての批判を、ややもすれば受けるのは行政であり、我々議会人であるかもしれませんが、市民の皆様、本当に敬老会だけで、いろんな部分に考えて

予算適切な執行を考えなければならぬのではないのでしょうか。ややもすると議論の中におきまして、民生費にかかわる部分、福祉にかかわる部分がもっと増額をされてもいいんじゃないか、減債基金に積み立てるんであればもっと市民に還元するべきではないのかという意見も聞きます。

しかし、私は昨年同期にも申し上げたと思いますが、瑞穂市一般会計予算に対して28.数%の民生費がかかっているんであれば、それが決して少ないものとは認識しておりません。まちづくりは、いろんな場面において適切なる配置配分により、広く皆さんの公益の用を供すのが必要であるのではないのでしょうか。1点だけをとらえ、私の言うことを聞いてもらえないから反対だということじゃなく、広く大義を考えて議決するのが我々議会人の務めではないでしょうか。

そのような立場から、私は賛成討論をさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 議席番号7番 熊谷祐子です。

私は、議案第55号平成17年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

私は、総務委員会でも3点について反対討論をいたしました。ここで簡単にその3点についてまとめた後、もう1点つけ加えたいと思います。

まず1点目ですが、敬老会の平成17年度の議会における増額補正にかかわる経過については、山田隆義議員、小寺徹議員が発言しておりますので繰り返しません。経緯につきましては繰り返しません。平成17年度、昨年度、議会が議決したものを、議会が議決したにもかかわらず、全くといっていいほど無視された状態で執行されたことにつきまして、ここで簡単に承認してよいのでしょうか。議会の議決はそのように簡単なものなのでしょうか。私は非常に疑問を感じます。

そのただ1点について反対するのはどのようなものかという賛成討論もございましたが、2点目、全体の歳入、歳出にかかわることを申し上げます。

平成17年、総務委員会において、私は全体の歳入歳出が非常にお金を余し過ぎであるということを発言いたしました。積立金が10億円あります。加えて不用額は5億6,800万円あります。これは公債費を5億9,000万円、まあ6億円を返して、なお15億7,800万円ほど事業に使わなかったお金があるわけです。まちづくり、下水道、子育て支援、そのほかもろもろ、このようにお金を余す状態で、これはほとんど毎年です。これを、市民の代表でここへ出てきている議員である私たちが、ことしもまたこのように市民の皆様のための事業をしっかりとせずに、皆

様から預かった税金を毎年毎年このように残し続けていいのでしょうか。財政力指数は、既にことしは 0.9 を超えました。この点から第 2 点、私は反対討論です。

もう 1 点は、簡単にまとめますが、学童に関する、国と県から、今、子育て支援費が大変ふやしてありまして、平成 17 年度は 207 万 1,000 円入っています。これに対して、このまちは公設民営ですので、民営の民に出された補助金は 47 万 3,000 円を計算しますとわずか 2 % です。

この間、私が一般質問で申し上げましたが、母親たちは、公設民営の民はまだいいと。けれども、公が設置する部分すらやっていないではないかという声があります。こういう現状を見ますと、あまりに母親たちに渡る助成金が少ないと思います。

以上 3 点は総務委員会でも発言いたしました。4 点目に、平成 17 年度の歳入歳出決算書に出ているバスターミナルについてつけ加えたいと思います。

これは事業報告書の 49 ページに、駅対策事業費として 2 億 3,311 万 6,000 円、2 億 3,000 万円の経費が歳出されています。この中で、みずほターミナル整備事業、バスのターミナルです。これが駅前広場整備事業として 1 億 6,752 万 7,000 円、およそ 1 億 7,000 万円支出されています。まず、みずほターミナルは駅前広場と呼べるものでしょうか。この 1 億 7,000 万のうち用地取得費が 2,155 平方メートルで 1 億 4,334 万 4,000 円、平成 17 年度に支出いたしました。

私が議員になって、平成 16 年 5 月から議会に出てまいりましたが、議員になりましてすぐに女性の会の方に言われました。市長が女性の会に来て、土地を三つ買いたいと言っとるのを知っとるか、全然知りませんとそのときに言いましたが、生津のふれあい広場、堀越紡績跡地、別府ウエスタンの横の三つを買いたいと。何に使うのかと言われたときに、私は議員になってすぐだったこともありますが、全然知らなかったわけです。しかしその後、この三つの土地につきまして経過を見ておりますと、いずれも、初めに土地購入をしたい、土地購入ありき、目的は後からついたものではないでしょうか。

このバスターミナルにつきましては、平成 17 年度に、突然、大野町からバスを乗り入れたい話がある、ついてはここをバスターミナルにしたいという提案がなされました。この土地の名義は、皆様、市民も広く知っているように、個人としての松野幸信氏の土地を、市長として松野幸信氏が購入したという事実があります。また、議会の議決を必要とする 1 億 5,000 万円をわずかに切る 1 億 4,334 万円で議会の議決を経ることなく購入しております。

この結果、バスターミナルの事業について指摘しますと、どういう結果になったのでしょうか。駅から遠いところにバスターミナルができました。足の弱い人、子供連れの人、荷物を持った人、それから雨の日、風の日、暑い日、寒い日、あれだけ離れたところからバスに乗らなければなりません。

いま一つ、私は最近体験いたしました。リオワールド線に乗ったんですが、いつもは二つ目の駅の市民センター横、つまり市役所西側というバス停だと思いますが、いつもはここから、

市民センターに自転車を置いて乗るんですが、きょうは始発から乗ってみようと思って、ウエスタン横のバスターミナルから乗りました。自転車をそこに置きました。巢南庁舎に行ったんですが、帰ってきまして、何と終点は駅です。バスターミナルまで行かないわけですね。初めて知りました。駅でおりまして、運転手さんにバスターミナルまで乗せてもらえませんかと言いましたら、ここが終点だからおりてくださいということで、駅から歩きました。

この件につきまして、よくわかっている、ふだん利用している人たちに聞いてみたら、ターミナルに自転車が随分並ぶこともある。けれどもその人たちは、駅からここまで帰りは歩いている。リオワールド線、北方線がそうですが、特にリオワールド線は買い物をして帰る人も多いわけですね。しかし、買い物をして帰っても、あの距離をまた歩いて自分の自転車のところまで行くわけですね。これは駅対策事業として、まず土地購入ありきから出発したことからくる欠点ではないでしょうか。私はそう思います。

以上4点について申し上げましたが、余りに市民の皆様から預かった税金の使い方がずさんである、残し過ぎである。事業もしっかり計画をした施策とはなっていないということから、私はこの議案に対して反対をいたします。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 3番、翔の会、若園五朗です。

今回の17年度の予算等について、熊谷議員の反対討論があったわけですがけれども、1番の敬老会につきましては、老人会としては自治体78団体あり、また助成金としては349万2,000円ということで、議会でいろいろ議論して1,000万という予算を計上したんですけれども、それなりに議会は住民の代表でありということで予算枠をとりました。今の執行部のあり方の中では、クラウンに乗るんじゃないかねえ、軽に乗れと。それなりに自治体の敬老会の事業主体でいろいろ運営していくんだと。私地元ですがけれども、1人当たり1,000円、3,000円を仮に与えても、喜びはそれなりに皆さん十分堪能されたと思うんですね。

その中で、今まで不用額が出ている経緯についてはいろいろあり、市長もその執行に当たってそれなりに悩んでおられると思うんです。その中でまたそういう不用額、349万執行した中で1,000万という枠中で、今後いろんな議論の中で何でも出せばいいというんじゃないかと、むしろ地域型の敬老会を実施していることで非常に地元は喜んでおられると思うんです。それは75歳以上の老人の方々が、ありがたいありがたいという意見、逆にはもっとたくさんくれという意見が、もっと市民から多く出た段階でいろいろ市長が判断し、議会も出せばいいと思います。何でも予算を組んだ、そのまま使えというんじゃないかと、こういう景気のときに節約しながら頑張って予算を執行する中で貯蓄することが施策だと思えます。そういう中で、何でも予算を

組んで全部使えというんじゃなくて、必要経費で最大の効果を出すというのは、議会の中でも議決することであり、執行部の方もその予算を執行するについても、十分判断してやられたことと思います。

執行についてのその金額については今後いろいろと議論し、住民と一緒にいるんな経緯の中で進めていけばいいと思いますので、いろいろ意見があったんですけども、今回の 349万 2,000円の執行については適正に行われたかと私は解釈しています。

2点目ですが、17年度の会計歳出の決算額の不用額の件でございますが、不用額は5億 6,809万 8,362円ということで、全体の92.7%の執行率ですけども、不用額は4.4%あったということですが、何でそんなにお金ばかりためて、不用額ばかりためて不執行したんだということでございますけれども、不用額の内訳を見てもみますと、社会福祉費ですが1億 3,734万 1,845円ということで、その内訳をちょっと調べてみたんですけども、何が一番お金を使ったかなあと、16と17年度を対比してみました。その中で、社会福祉費の総務費、16年度は3億 6,877万 2,000円、17年度は4億 2,492万 5,000円ということで、その対比の中の不用額が出た理由の中で一番大きく使っているのは、やっぱり国民保険の繰出金とか、あるいは老人福祉の88歳、90歳、95歳という年度別に、結構その人数がふえておるということもございました。また、介護保険の3,000万増ということで、訪問介護とか通所の関係で、それなりに予算を組んだんですけども一部そういう不用額が出ておるということで、本来予算の枠組みの中で、いろいろ適正な執行をされた中で非常に不用額が出ておるといような解釈をしています。

本来執行部が当初予算を組んだ、例えば事業費については適正な執行で予算の差金とかいろいろ出るんですけども、やはり議会がその中で、きちっと予算の執行の中の項目について、ここは予算を組んで、使っておらん枠については問題があるんですけども、余った金については余ったんだと。今度、次の段階でその資金の運用をどうするかということが一番先決だと私は思います。

そういう中で、今回非常に大きな金額が出ておる中でも償還金、あるいは繰越金ということで適正な手続をとってみえるということで問題ないと。今後、その不用額の適正規模の執行についてはどんどん議論し、不正なことがなければこの状態でどんどん進めてもらえばよろしいかと私は思います。

3点目のバスターミナルの位置等につきましては、市長本人のいろいろ土地もあって、産建においても早く整備せよという意見であったんですけども、皆さんの意見等十分反映しながら徐々にやっていったということで、私たちも前回産建に行ったんですけども、トイレとか待合室、暑いで木は入れよとかいろいろなことがあったんですが、それなりの事務手続とか全体的なバランス等を考えて執行したと思います。今でもバスターミナルについては駅より離れているということですけども、今の利用者等については不満もないという声を聞いています。

私たちが年をとる、若いときはあれですが、たまの1キロや2キロ、3キロぐらいはなれたもので、今回ある800メートルぐらいの道のりについては、その分早起きして早く出て、それなりに努力して、市がそれなりの方針を持ってやっておる、実際にはもっと駅の近くにあればみんな喜んですけれども、利用するんだったら早く出て早く利用すると。

その中で、今までのまちの周辺の整備計画については、やはりいろいろ努力したけれども、地権者の同意がとれないということでございます。下水道についても、やってもつなぐのはすべて地権者の権利や、持っている印鑑を押さないとだめだということで、要するに成田空港の強制執行じゃないんですけれども、執行側と地権者が合意をとらないと絶対だめということでございます。

そういうことで、それなりに努力しても、やらないのは地元であり、地権者であるということで、今回のバスターミナルにおいても、駅前にやりたかったんですけれども、いろいろ今までも駅前周辺の開発の中で悩んできた。やむを得ず、こういう土地があったもので、何とか提供したと、予算を執行したという経緯でございますので、長い目を見て、このバスターミナルについては整備するという執行部の方針ですので、どんどんやらせてもらえばいいと思います。

以上で、全体の17年度の予算の執行についての考え方等につきましては、熊谷議員はいろいろ反対されますけれども、やはり予算を通さないといろいろできていかないということですが、この予算がもし否決されても、すべて執行済みでございますので、今後いろんな議論の中でいろいろと高めてもらえばいいと思いますので、今回17年度のこの予算につきましては賛成します。議員の皆さん、賛成で挙手をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 9番 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 私は反対のための反対ということではありませんので、皆さん、本当に聞いていただきたい。

近年、皆様方御承知のとおり、少子・高齢化社会が言われておりますね。特に瑞穂市は、まさしくその地域であります。若い人たちが多く住んでいただけるようになりました。かつまた高齢者は多くなっております。すばらしい土地であります。なぜか。何がすばらしいんですか。私は、高齢者の方々に対して本当の感謝の気持ち、75歳まで若いときから瑞穂市を愛し、瑞穂市を育てていただいた感謝の集いが敬老会だと思っております。国挙げて感謝の日があるということは、国挙げて年配の方々に敬愛の心で、地域を挙げて、一日短い時間であるけれどもやってくださいよと。だから旗日になっているんです。小学校も中学校も公務員も一般会社も全部休み、この趣旨をわかっていただきたい。

そのために、瑞穂市挙げて心のある限り、心を出すということは、当然ついて回る支出が必

要なんです。そういうことを力説し、かつまた議会において賢明な御判断のもとに増額修正をして、全会一致で一般予算書を通したと。この議決は非常に重いものがあります。かつまた予算書の中で少子化対策、乳幼児医療の無料化、瑞穂市だけではないんです。近隣の市町村においても小学校卒業まで、強いて言えば中学校までなされているところもあります。学童保育もしかり、学童保育においても不十分である。少子化対策をしっかりとっていくためには、学童保育の充実、医療費の無料化の拡大、そうすれば若い人たちが少しでも安心して子づくりをやっていただける政策が不十分であると。

特に、この決算書においては、敬老会の増額修正、議会の議決に沿って執行をすると市長は言いながらやらない、これが私の反対討論の決定打であります。議会軽視、議会無視の執行以外の何物でもない、そういう理由で私は反対討論とさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 1番 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 議席番号1番 安藤でございます。

議案第55号の決算の認定につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

反対側の御意見をいろいろ伺いますと、例えば敬老会の増額修正がその額どおりに執行されなかったということ、それから不用額が多過ぎるとのこと、バスターミナルの問題と、個別な案件も出ておるようでございますけれども、全体として今回の決算を見る限り、私は予算の執行そのものは不適正な面はないというふうに考えております。

先ほど篠田議員の討論の中にもありましたように、予算の枠内で事業が執行されるのであれば、それを特に問題にするべきではなからうという意見がありました。それについてはそのとおりだと思っております。

それから、先ほど熊谷議員の反対討論の中にもありました不用額に関する件でありますけれども、決算書でその内訳を見ますと、私が総括質疑のときに質問をしましたように、借金をして、それで預金を積むというような格好になっていると。具体的には、借金をしなければ予算執行がうまくいかないような状況になっているという事実があるわけです。そうしたときに、結局不用額として上がってきた金額そのものは、いわば借金をした、市債を発行した部分とほぼ額が一致する。細かい数字まで言えば、むしろ市債で借り入れた分まで食い込んで予算執行がされているということが現実であります。

そういった全体を見てみますと、今回の平成17年度の予算執行については、特段問題視すべき点はないというふうに考えますので、今回の決算は認定されるべきであるというふうに考えております。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第55号平成17年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

これより議案第63号平成18年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番 小寺です。

瑞穂市一般会計補正予算に反対の立場で討論をいたします。

反対の理由は、一般会計補正予算書の説明書の12ページに、民生費の中の社会福祉費から、後期高齢者医療広域連合設立準備負担金 123万 7,000円が計上されております。一般質問の中でも、国民健康保険の財政問題を論議されたときにこの問題も討論され、執行部から、将来こういうふうになっていくよというようなことが説明されておりました。

それを要約しますと、平成20年度4月に後期高齢者医療広域の連合会を設立する。それは岐阜県下一本に統一をする。その準備のためのお金を拠出するということが提案されておるわけでございます。それは、75歳以上の高齢者を対象にして組合を組織することでございます。この中で最大の問題は、75歳以上の高齢者からも保険料を徴収するようになるということでございます。

現在、高齢者の場合、年金から介護保険料を徴収されております。これが施行されますと、75歳以上の高齢者の方々は、年金から保険料を徴収するということがございます。介護保険料、または老人医療の保険料も徴収され、国民年金の年金収入の方たちはほとんど徴収でなくなっ

てしまうという状況になるのではないでしょうか。

高齢者の方にますます負担を強いるこの制度には反対で、それに拠出する負担金が計上されておるということで反対をいたします。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 3番、翔の会、若園五朗です。

補正の中で、小寺議員の言われました後期高齢者の医療制度の改正ということで、国の施策の中で今回大きく老人保健法の改正がありました。今回の健康保険法の一部改正は、平成18年度の10月におきましては、現役並みの所得を有する高齢者の患者負担の見直し、2割から3割ということで、健康保険法の医療保険各法案の改正、あるいは今回の補正で出ています平成20年4月から県下でスタートする70から75歳以上の高齢者の患者負担の見直し、あるいは後期高齢者の75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度の創設ということで、国におかれましては、老人保健法の改正、あるいは健康保険法の改正が、平成18年4月を適用として、すべて施行の運用をされているということでございます。

そうした中で、新たな高齢者の医療制度の創設ということで、平成20年4月を基準として、事前に瑞穂市も職員を派遣し、お金も出し、今回の固まっている保険の受給者を年度ごとに分けていく。75歳以上は県で全部やっていくと。健康保険の医療費は、75歳以上という人は非常に県下バランスがあり、今後もお金がかかると。できれば皆さんを県下の75歳以上の老人保健の後期医療保険の中で対応し、そのかわり、今言っている健康保険法の中の応能割、応益割がございました。応能割は所得のある人、75歳以上でも収入がある人はいただく。もちろん病気にかかってもいいですよということです。また、応能の中には資産割もありました。その中で、国の施策としては、お金のある人からお金をいただいて、とにかくみんな治療してくれという制度でございます。お金のない人からは何もとれませんので、できれば75歳以上についての高齢者医療制度においてもそういう県下の中で、瑞穂市に住んでも、本巣市に住んでも、岐阜市に住んでも、75歳以上の方については同じように適用をし、収入のある方からいただくというような制度でございまして、今回の後期高齢者の制度になれば、お金がなければ公費から一部出しましょうと、県からとか国から出して、いろいろ運営していこうというふうです。今言っている75歳以上を、応能・応益の中の各市町でバランスある中を県下統一して平等に負担しながら、皆さん維持をしてくれという制度でございます。

そうした健康保険の中で、いろんな年の人、いろんなことをある程度区分しながらすべて見直していくという制度でございますので、平成20年4月に向けての国の施策、あわせて瑞穂市も条例改正をし、職員を派遣し、準備に入っている段階ですので、大いにこの制度を運用する

ことに賛成でございます。

以上で賛成討論とさせていただきます。賛成者の方、挙手をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 議席番号7番 熊谷祐子です。

私は、議案第63号平成18年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場から討論をいたします。

瑞穂市補正予算説明書12ページに、子育て支援拠点整備費というのがあります。子育て支援拠点整備費と申しますと、全部子育て支援、子育て支援センターかと思いますが、これのほとんどは別府保育園の改築ということです。これにつきまして、私は2点、反対理由を述べます。

1点は、執行部が説明責任を果たしているのだろうかという疑問です。私たちは、この別府保育園改築について具体的な説明を全協でもほとんど受けていません。今回この補正予算の中にありますので、9月11日の総括質疑の折、資料を出して説明を求めました。青木民生部長は、議員の皆様から要望があれば出しますというお答えでした。私は、要望があれば出すのではなく、議員は最終日20名すべて議決しなければならないのですから、資料を出すべきではありませんかと再度質疑いたしました。青木部長からは、議員の皆さんから要望があれば出しますと、全く同じ答弁の繰り返しでした。

「議論の仕方」という本を見ますと、相手の論を交わすときに、全く同じ答弁を繰り返すという手法が載っています。これに当たるのでしょうか。私がこの議案に対して執行部が説明責任を果たさないと感じた第1回目でした。

次に、9月13日、厚生常任委員会において傍聴いたしました。用事があり、途中11時の休憩のときに、この後資料が出たら欲しいので、私も下さいと言いましたら、きょうは資料は出る予定はありませんという話でした。子育て支援拠点の資料はと申しますと、それは補正予算中なので、総務で出るはずですよという答えでした。しかし、危ないと思ったものですから、もし何か資料が出たら私の分もお願いしますと言いましたら無言でした。これはどなたにお願いすればいいのでしょうかと言ったら、それは議長さんでしょうとおっしゃったので、議長にもお願いいたしました。委員長、議長ともに無言でした。

いよいよ9月15日、総務常任委員会になりました。この補正予算審査のときに、別府保育園の説明が欲しい、資料が欲しいと申しましたところ、松野市長は、正式な議長経由の資料請求の手続を踏んでくだされば出しますという答えでした。このとき、どなたの発言だったかちょっと覚えがないのですが、厚生常任委員会では資料が出ましたという説明でした。非常にびっくりしました。

松野市長に、この点についてお尋ねいたしましたら、厚生常任委員会は担当部署ですから出しました。総務常任委員会は、正式な議長経由の資料請求手続をとってくださいというお話でした。付託案件ですから総務常任委員会ですべきではないでしょうかと、再度お尋ねいたしました。答えはまた繰り返しの御回答でした。

総務常任委員会は休憩に入り、話し合いの後、総務常任委員会では一時的に設計を見せてもよい、ただし、後で資料を返すことという条件つきでした。給食センターのプロポーザル資料と同じ扱いです。私は審査を進めるために妥協いたしました。

以上が、この補正予算の子育て支援拠点整備事業に関する執行部の説明、資料提出の経過です。

ここにいる20名の議員の皆様で、この議案、子育て支援拠点整備事業に関して、きちんと説明を受け、設計図を見ない方が半分は見えるのではないのでしょうか。私は、総務常任委員会でめくら判を押すようなことはできませんと申し上げて資料請求をしました。私たち議員が説明をほとんど受けることのない間に、新聞では詳しい説明が出ています。これは建通新聞ですが、総括質疑のときにここで読み上げました。私たち議員は、このような説明責任を果たされない中で、補正が4億8,000万円、計5億1,258万円が含まれた補正予算にもろ手を挙げて賛成してよいものなのでしょうか。

以上が、執行部の説明責任に対する私の反対理由の一つです。

いま一つ、短時間で設計図を見ましたところ、以前からこの点については、議員の間で、本会議場でも担当委員会でも討論されていますが、本業縦貫道の東側にあったものを西側につくり直すわけですが、住民の利用者のほとんどは東側なわけですが、また土地の狭さなどから、西側につくることについて懸念もありました。現場の方々に意見も十分聞いてもらえるようにという附帯条件をつけて、昨年度、議会は議決しているはずですが、その設計図を見ますと、非常に子供たちの運動場、遊び場が狭い。余りに狭いので、本来なら遊戯室を設計してあったところを遊び場、運動場にして、遊戯室は2階へ持っていったそうですが、それでも狭くなっております。御存じのように、別府保育園は市内で一番人数の多い保育園です。この設計上からも疑問を抱かざるを得ません。

設計上の問題をもう一つ申し上げるならば、ここには狭いながらも子育て支援の部屋がついております。子育て支援というのは、3歳未満の就園未満の子たちを対象にするものです。3歳までの幼児と、3歳以上の子供たちでは、体格、体力、遊びも全く違います。この狭い中で、3歳までの小さい子供たちが、非常な勢いで走り回る保育園の子供たちと一緒に危険はないのかという疑問も私にはあります。

以上、説明責任を果たしていないという理由と設計上の疑問から、私はこの子育て支援整備事業の入っている平成18年度瑞穂市補正予算について反対討論といたします。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 1番 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 議席番号1番 安藤でございます。賛成の立場から討論をいたします。

まず、先ほど小寺議員からありました反対の理由の中に、高齢者の独立した保険制度をつくるという予算、制度そのものが納得がいけないということでありましたけれども、独立した制度をつくるということについては私もあまりいい印象は持っておりません。しかしながら、これまで行われてきた老人保健制度自体が、できた当時は、あの年齢以上の方の所得が一般勤労者世帯に比べて低かったという事情があり、できた制度だろうというふうに考えられます。しかしながら、時間が経過をし、むしろ高齢者に比べて勤労者世代の方が所得の低い人が多くなってきているという現状も考えますと、見直しはやむを得ないだろうと。また現役世代と同じだけの収入のある方は現役世代と同じだけの保険料を負担することも、理屈としては成り立つだろうというふうに考えられます。

ですので、今回75歳以上という特定の年齢層以上ではありますけれども、この保険制度がつくられるということは、合理的な理由があるというふうに考えまして、今回予算計上されたことについて何ら問題ないというふうに考えております。

それから、今、熊谷議員の方から、子育て支援の拠点として別府保育所の改築という点について説明がなされていない、それから建物の設計について疑問があるというようなことでありましたけれども、執行部側からのいろいろな説明を聞きますと、担当者からの意見も聴取をしながら、今回設計している形にまとまってきているということも聞いております。

そういったことも考えまして、今回補正予算に計上されました点につきまして、やはり特段の問題点は見受けられないというふうに考えておりますので、私は当補正予算は可決されるべきものであるというふうに考えております。

以上、賛成討論とさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 8番 堀孝正君。

8番（堀 孝正君） 議席番号8番 堀でございます。

ただいま議題となっております議案第63号平成18年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場で討論をいたします。

その内容といたしましては、今話題になっております民生費、子育て支援拠点整備費として4億8,000万円、関連をいたしまして土木費の都市再生整備費約1億5,000万、合わせて約6億どんだけのお金になるわけではありますが、私はこの別府保育所の改築問題につきましては一

般質問でも質問させていただきました。

いずれにしましても、この保育園の改築、私は改築することには絶対に賛成であります、やはりこの改築が本巢縦貫道を挟んで西と東に分かれる、なおかつ、いろんな話を聞きますと、ほとんど5割、6割ぐらいの住民の皆さんはこの縦貫道の東側にある人が通園してある。それが今度は西に変わるという、大きな改築でもこんな大きなものではございません。ですから、こういった問題をやはり東の地域の自治会、幾つかあると思います、こういった自治会にも、今度はこうやって新しく改築をさせていただく、それについてはしかじかでこういうふうにさせていただく、そういう質問等、問題を投げかけて、そして御意見をいただくといったことも私はやらなくてはいけないということも申し上げてきました。

また、瑞穂市におきましては幼稚園と保育園の統合があります。少し先に幼稚園がありますから、その統合の問題も、いついつまでに結論を出しますと言いながら結局結論を出さなくて、そのまま来ちゃった。そういうことも解決せず、これが統合となったら、またこのあれが変わってくるわけではありますが、そういうこともなしに、結局、何の結論も出さずに延ばしてきたというところでございます。

そんな中におきまして、今申し上げましたことと、やはり6億どんだけの予算で改築をするのに、先ほど熊谷議員が申し上げたように、この20人の議会の中でだれが、どんなふうに住つか、その図面を御存じですか。6億何千万のお金を使うのに、どういう形でできるか、レイアウトぐらいを見ておられますか。やはりこれだけの事業をやろうと思ったら、20人の議員です、もちろん、先ほど申していた地元、そして現場の職員、そしてこの議会、議決する議会にこういうふうだという考え方を示して、みんなでやったら抜群の英知が寄るんです。それが全く見せられていない。

私は、巢南の方で12年間やっておりました。こんなことが巢南町でいったら、それこそ議会からどういう反発があるか、全く審議ができない状況になりますよ。皆さんで図面を見て知恵を出し合ったら、本当にいいものができるんです。私、厚生委員会におきまして、少しレイアウトを4月か5月に見せていただきました。そのときに、何ですかこの運動場は、園庭は、東京23区と違いますよ。ここは瑞穂市ですよ。そんな土地のないところですか。こんな狭い園庭で、子供が伸び伸びと遊べるところがどこにあるんですか。こういうことも質問してありました。その後は、私はどんなふうになっておるか全然図面を見ておりません。当然議会の全協あたりでこういった図面を見せて、皆さんの意見はないか、設計事務所もみんなの意見を聞いて、そして直すところを直した方が、設計事務所としても、皆さんの意見も聞かせてもらっていいものをつくりたいんです。自分たちのあれだけでは不安なところがあるんです。だから、そういうことをやっておったら何も言うことない。

この中で、本当の話が、何かも知っておって、知らずして賛成とやったら、これは開かれ

た議会じゃないですよ。ましてや市民に聞かれたときに皆さんどのお答えされますか。このことを十分わきまえて、今後のこともありますので、しっかりとその御認識をいただいて、ひとつ賛成なら賛成、反対なら反対、その認識をしっかりとしてもらいたい。議会に何のあれもない。

ここの中で、結局委員会に所属した人、そして委員会が交代しておりますから、半分以上が何も見ていない人がほとんどだと。そんな状況で6億何千万ですよ。ましてや歩道のあれ、都市の再生整備費、そういうものも組んでやるんですよ。本当に私、これはどういう議会、こんなもの議員がおらなくても、議会がなくてもいいじゃないか、私はこの議会に出てきてつくづく感じております。

このことを皆さんに申し上げて、私は、給食センターでも何でも、建設には絶対反対と一遍も言ったことはございません。けれども、その過程、やはりもっとみんなで、議会人20人です。もっと知恵を出し合って、最少の経費で最大の効果を上げる、これをぜひともやってもらいたい。これがこれからの瑞穂市の発展になるんです。そのことを皆さんに申し上げまして、私はこの予算、この事業の進め方について反対の立場で討論をさせていただきます。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 4番 浅野楔雄君。

4番（浅野楔雄君） 議席番号4番 浅野でございます。

今、反対の方々の御意見を伺っていると、大分執行部批判、まして12年間町長をやられた方から思わぬ発言が生まれて、私も非常に驚いております。やはり12年間町長をやられた方であれば、それなりの調査をする方法、資料を入手する方法、それぞれ入ると思います。

また、子育て支援ということで熊谷議員の方から、図面がない図面がない。それじゃあ、例えば図面があった場合に、ひとつお尋ねしたいと思います。RCでつくれば平米幾ら、鉄骨でつくればどう、いわゆるそういう専門的知識があって執行部を追及されるのであれば、またしかりだと思いますけど、やはり対比するものをもって討論をするというものもひとつ必要ではないかと思います。

やはり我々素人が、建物、例えばRC、鉄骨、鉄筋、いろいろと工法はあるかと思いますが、一番重要なことは、小さい子供が安全に過ごせるというものをまずつくっていただくことが必要かと思っておりますので、その点から考えて、先ほどいろいろと、東にあったのを西に持ってくるという御議論がありましたけど、賛成する立場といたしましては、子供の安全を第一に考えてやっていただければ、私は言うことがないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第63号平成18年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決をされました。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。午後1時30分より再開します。

休憩 午後0時35分

再開 午後1時36分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24 発議第5号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第24、発議第5号ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書についてを議題にします。

本案について趣旨説明を求めます。

13番 山本訓男君。

13番（山本訓男君） 13番 山本訓男でございます。

ただいま議長のお許しをいただきまして、意見書を提出させていただきます。

この意見書は、棚瀬悦宏議員、広瀬時男議員の賛成をいただきまして、地方自治法第99条の規定に基づく意見書の提出をいたします。

案文を朗読して、趣旨説明にかえさせていただきますので、よろしく申し上げます。

ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書。

1分1秒を争う救急医療の“切り札”としてドクターヘリの全国配備が強く望まれている。特に近年、医師の偏在や不足が問題化しつつあるなかで、患者がどこにいても短時間に治療や搬送を行うドクターヘリの配備の必要性は高まっている。

日本の現状は、ドクターヘリが広く普及している欧米諸国と比べると大きな格差がある。例えば、1970年に世界に先駆けてドクターヘリを導入したドイツでは、その後20年間で交通事故による死亡者数を約3分の1までに劇的に減少させた。また、山岳地帯が多いスイスでは、国内のどこにでも概ね15分以内に医師を乗せたヘリを現場に派遣し、治療行為を開始できる体制をとっている。

しかし、日本では2001年度からドクターヘリ導入促進事業がスタートしたが、現在、岡山、静岡（2機）、千葉、愛知、福岡、神奈川、和歌山、北海道、長野の9道県10機の運行にとどまっている。導入が進まない要因の一つは、運営主体となる都道府県や病院の過重な財政負担であることが指摘されている。

よって、国においては、救急救命に大きな効果を上げるドクターヘリの全国配備を推進するために新法の制定を求めるものであるが、制定にあたっては、下記のとおり財政基盤の確立を含めた体制整備に必要な措置を図るよう強く求める。

- 記、1．国と都道府県の責務を明確にすること。
- 2．国が整備に必要な経費を補助すること。
- 3．運行費を支給するなど財政安定化を図ること。

以上でございます。

なお、提出先は、衆議院議長 河野洋平殿、参議院議長 扇千景殿、内閣総理大臣 小泉純一郎殿、厚生労働大臣 川崎二郎殿、国土交通大臣 北側一雄殿であります。

以上、趣旨説明といたします。

皆様の慎重な御審議をいただき、賛成をいただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。

発議第5号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第5号ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書について採決をいたします。

発議第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、発議第5号は可決をされました。

日程第25 議員派遣について

議長（藤橋礼治君） 日程第25、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり議員派遣を瑞穂市議会会議規則第161条の規定により成立しております。内容については、平成18年10月4日から2日間、大阪府大東市役所と香川県の善通寺市役所に議員全員を派遣し、平成18年11月14日に中濃十市議会議長会の主催による議員研修会が各務原市の文化ホールで開催をされるため、議員全員を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については決定をしました。これで本日の日程は全部終了しました。

閉会の宣告

議長（藤橋礼治君） 会議を閉じます。

平成18年第3回瑞穂市議会定例会を閉会します。御苦労さまでございました。

閉会 午後1時44分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成18年9月22日

瑞穂市議会 議長

議員

議員